

労働基準広報 2018 No.1973

10/11

CONTENTS

特集 社会保険の賞与に係る報酬の取扱い ————— 6

給与規程・賃金台帳等で客観的に区分できるものは報酬か賞与に判別する

厚生労働省は、平成30年7月30日に、通知「健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱いについて」の一部改正（課長通知の一部改正）を行った。この改正は、従来の取扱い（昭53・6・20 保発第47号、庁保発第21号等）をより明確化し徹底を図ることを目的としている。具体的には、①諸手当等の名称の如何に関わらず、諸規定または、賃金台帳等から同一の性質を有すると認められるもの毎に判別すること、②諸手当等を新設した場合のような支給実績のない場合は、翌年7月1日までの間は賞与として取り扱うものとする——を明確化したもの（来年1月4日適用）。（編集部）

● 転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉— 12
第43講 2つの最高裁判決と同一労働同一賃金①
合理的な説明がつかないのに正社員と有期の待遇を相違させていないか
（北海学園大学法学部教授・弁護士 浅野高宏）

● 相談です！ 弁護士さん ————— 20
相談10「退職金を払いたくない」
～退職金の賃金性の問題～
就業規則の規定のありかたや不正行為の程度を見極めるべき
（執筆/弁護士・高田英明（高田英明法律事務所）
（監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也）

● 労働判例解説/長澤運輸事件 ————— 28
定年後の再雇用で職務変わらないまま賃金が減額
精勤手当と時間外手当を除き不合理な相違とは認められない
（平成30年6月1日・最高裁第二小法廷判決）
（弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕

● NEWS ————— 1
（厚労省・平成31年度予算の概算要求まとまる）過労死等防止対策の一層の推進に270億円／（29年度・残業が多い事業場の監督結果）45.1%の事業場に違法な時間外労働認められる／（厚労省・29年雇用動向調査結果）5年連続の入職超過で入職超過率は1.1ポイント／ほか

● ひと・はなし ————— 27
吉本明子 人材開発統括官
人材開発は働き方改革の柱の1つに能力評価の「見える化」は非常に重要

● 連載 労働スクランブル③④（労働評論家・飯田康夫）— 40 ● 労務資料 平成29年度 雇用均等基本調査結果① ～企業調査～ — 42 ● 本誌読者アンケート — 47 ● わたしの監督雑感 熊本・天草労働基準監督署長 坂上洋 — 54 ● 労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

派遣法 [豪雨災害により派遣契約中途解約したい] 金銭補償など必要か ——— 48 弁護士・平井彩
労務一般 [ごく短期間だが他社の指揮命令下に] 出向や派遣の手續必要か ——— 50 弁護士・岡村光男
社会保険 [美容整形手術を受けるため休業] 傷病手当金の支給対象か ——— 52 社労士・岡田奈巳

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内